

# 綾部市暴力団等排除措置要綱

平成23年3月1日  
綾部市告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾部市が締結する建設工事、業務委託、物品・役務等の調達契約及び財産の買入れ、売払い、貸付け等の契約（以下「市が締結する契約等」という。）から暴力団及び暴力団員（以下「暴力団等」という。）の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 有資格者等 市が締結する契約等に参加する者をいう。
- (4) 指名委員会 綾部市指名委員会規則（昭和36年綾部市規則第21号）第1条に規定する綾部市指名委員会をいう。

(除外措置)

第3条 市長は、有資格者等（当該有資格者等が共同企業体である場合は、その構成員を含む。以下同じ。）が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、指名委員会の審議を経て、市が締結する契約等から除外する措置（以下「除外措置」という。）を当該有資格者等に対して行うものとする。ただし、市長が必要でないとき認めるときは、指名委員会の審議を経ることなく当該有資格者等に対して除外措置を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により除外措置を行うことと決定したときは、市が締結する契約等からの除外措置決定通知書（様式第1号）によりその旨を当該有資格者等に通知するものとする。

(除外措置の公表)

第4条 市長は、前条の規定により除外措置を行ったときは、当該措置を受けた有資格者等の商号又は名称、除外措置の理由及び期間を公表するものとする。

(除外措置の解除)

第5条 除外措置を受けた有資格者等は、当該除外措置理由が消滅し、かつ除外措置期間が経過したことにより除外措置の解除を希望するときは、市が締結する契約等からの除外措置解除申請書（様式第2号）により申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者が除外措置要件のいずれにも該当しないと認めるときは、指名委員会の審議を経て当該除外

措置を解除し、市が締結する契約等からの除外措置解除決定通知書（様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による除外措置を解除するに当たり、必要があると認めるときは、措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書類等の提出を求めることができる。

（勧告）

第6条 市長は、除外措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、指名委員会の審議を経て、当該有資格者等に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。ただし、市長が必要でないと認めるときは、指名委員会の審議を経ることなく当該有資格者等に対して勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告は、暴力団等との関係に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

（有資格者等の資格審査における排除）

第7条 市長は、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等（昭和40年綾部市告示第49号）に基づき、有資格者等の資格審査を行うに当たり、除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（一般競争入札等からの排除）

第8条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、除外措置を受けている有資格者等の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 市長は、一般競争入札に参加する有資格者等が契約の締結までの間に除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該除外措置を受けた有資格者等が提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を無効とするものとする。
- 3 前2項の規定による措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該有資格者等に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第9条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、除外措置を受けている有資格者等を指名してはならない。

- 2 市長は、指名を受けた有資格者等が契約の締結までの間に除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該有資格者等が提出した入札書を無効とするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、その旨を当該有資格者等に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 市長は、除外措置を受けた有資格者等を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から除外措置を受けた有資格者等を相手方とする随意契約を締結する必要があると認めるときは、この限りでない。

（下請負契約等の禁止）

第11条 市長は、契約の相手方が、別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる者と下請負契約（二次以降の下請負契約を含む。以下同じ。）又は受託契約（二次以降の受託契約を含む。以下同じ。）することを認めてはならない。

2 市長は、契約の相手方が、別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる者と下請負契約又は受託契約をしていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定は、除外措置を受けた者を構成員を含む共同企業体についても適用する。  
（契約の解除）

第12条 市長は、契約の相手方（当該相手方が共同企業体である場合、その構成員を含む。）が除外措置を受けたときは、当該契約の解除ができるものとする。

（出資団体等への協力要請）

第13条 市長は、除外措置を行ったときは、本市が出資する団体及び本市が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に対して、同様の措置を行うよう求めるものとする。

（不当介入等に対する措置）

第14条 市長は、契約の相手方が当該契約の履行に当たり暴力団等から妨害等の不当介入又は下請負参入等不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに本市への報告を求めるとともに警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 市長は、契約の相手方が直接又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が暴力団等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約の相手方に指導しなければならない。

3 市長は、契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受けたことにより、当該契約の履行に遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方又は下請負人等が前2項の規定による報告及び届出を適切に行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長その他の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他の関係機関との密接な連携のもと行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、市長が指名委員会の審議を経てその措置を決定する。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（綾部市公共工事に関する暴力団等排除対策措置要綱の廃止）

2 綾部市公共工事に関する暴力団等排除対策措置要綱（昭和63年綾部市告示第15号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に締結している契約については、なお従前の例による。

別表（第3条、第11条関係）

措置要件	期 間
<p>1 有資格者等又はその役員若しくは使用人が、暴力団員であるとき又は暴力団員が有資格者等の経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>2 有資格者等又はその役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として暴力団等を利用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年（市の契約に係るものは2年）を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>3 有資格者等又はその役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>4 前3号に掲げるもののほか、有資格者等又はその役員若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>5 有資格者等又はその役員若しくは使用人が、自ら契約を行う場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。</p>	
<p>6 有資格者等が、第6条の規定による勧告を受けた日から1年以内に再度の勧告を受けたとき。</p>	

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長

印

市が締結する契約等からの除外措置決定通知書

綾部市暴力団等排除措置要綱第3条第2項の規定により、市が締結する契約等からの除外措置を下記のとおり行うこととしたので通知します。

記

1 除外措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該除外措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該除外措置を継続します。

2 除外措置を行う理由

綾部市暴力団等排除措置要綱別表第 号に該当すると認められるため。

3 除外措置の内容

(1) 綾部市が行う競争入札に参加することができないこと。

(2) 綾部市と契約を締結することができないこと。

(3) 綾部市が締結した契約の下請負人又は受託者となることができないこと。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊟

市が締結する契約等からの除外措置解除申請書

私は、 年 月 日付け 第 号により市が締結する契約等からの除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、綾部市暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しておりません。

よって、綾部市暴力団等排除措置要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり市が締結する契約等からの除外措置の解除を申請します。

記

市が締結する契約等からの除外措置の解除を申請する理由

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長

印

市が締結する契約等からの除外措置解除決定通知書

綾部市暴力団等排除措置要綱第5条第2項の規定により、市が締結する契約等からの除外措置を下記のとおり解除することとしたので通知します。

記

- 1 市が締結する契約等からの除外措置を解除する理由
- 2 市が締結する契約等からの除外措置を解除する日  
年 月 日



様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長

印

暴力団等との関係に関する勧告書

綾部市暴力団等排除措置要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 勧告の理由

2 勧告の内容